

国内募集型企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 旅行の申し込みおよび契約の成立

- ・この旅行は、京阪バス株式会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- ・また、旅行契約の内容・条件は募集広告（パンフレット等）の各コースに記載されている条件のほか、本旅行条件書及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。
- ・当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申し込みおよび契約の成立

- ・所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、申込金として、旅行代金の全額を添えてお申し込みください。
- ・申込金は旅行代金または取消料もしくは違約金の一部として充当します。
- ・当社は、原則として、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- ・旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時点で成立します。
- ・通信契約は前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- ・当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡しします。
- ・契約書面に、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。
- ・確定情報を記載する最終旅行行程表につきましては、当社より連絡の無い場合はパンフレットやホームページ等の記載内容をもって替えさせていただきます。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、出発日の14日前までに全額をお支払いいただきます。但し、本項の14日目に当たる日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。期日までにお支払いいただけない場合、旅行契約を解除することができます。

4. お申込みの条件

- ・原則として18歳未満の方が単独で参加の場合は、保護者の同意が必要です。
- ・15歳未満の中学生以下の場合は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- ・特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ・お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ・お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行動などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ・お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ・慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助人・同伴者などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- ・お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- ・お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- ・他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認めるときはお申込みをお断りする場合があります。
- ・その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行代金の適用

- ・「旅行代金」は、特に注釈のない限り、旅行開始日を基準として年齢が12歳以上の方はおとな旅行代金、6歳以上12歳未満の方はこども旅行代金となります。旅行代金におとな・こどもの区分表示がない場合は、全ての方に当該旅行代金を適用します。
- ・旅行代金は各コースに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

6. 旅行代金に含まれるもの

- ・旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎり航空機はエコノミークラス、鉄道は普通席）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、旅行取扱料金及び消費税等諸税。
- ・上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しあいません。

7. 旅行代金に含まれないもの

- ・旅行日中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客様負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用
- ・超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- ・クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- ・自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- ・希望者のみ参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行や食事サービス）の代金

8. 旅行契約の変更

当社は、契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

- ・当社は、利用する運送機関の適用運賃、料金が、第19項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することができます。その場合は、旅行開始日の前日から起算して15日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
- ・第8項の事由により旅行内容を変更（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます）されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することができます。
- ・当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

10. お客様による旅行契約の解除・払戻し

- ・お客様はいつでも、第12項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、表でいう取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- ・お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ①契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第18項に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - ②第9項及び同項に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④当社が、お客様に対し第2項で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- ・当社は、本項により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

11. 当社による契約解除および催行中止

- ・お客様が旅行代金を期日までにお支払いいただけない場合、当社はその翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、第12項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ・次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。
 - ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行は3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

12. 取消料

お客様の都合によって旅行を取り消される場合、下記の取消料を申し受けます（標準旅行業約款に準拠）。

取消料：日帰り旅行

取消日	取消料
出発日の 11 日前まで	無料
出発日の 10~8 日前	20%
出発日の 7~2 日前	30%
前日	40%
旅行開始前当日	50%
旅行開始後または無連絡不参加	100%

※旅行開始後のお部取消の場合は旅行代金の100%を申し受けます。

13. 旅行開始後の解除・払戻し

・お客様の解除・払戻し

- ①お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。

・当社の解除・払戻し

- ①当社はつぎに掲げる場合においては旅行契約を解除することができます。
 - (I) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (II) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (III) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②本項(I)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- ③本項(I)、(III)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

14. 添乗員の同行

添乗員は特に記載のある場合を除き、同行いたしません。（バスガイドがご案内いたします。）

15. 当社の責任及び免責事項

- ・当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ・手荷物の損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。
- ・当社に故意又は重大な過失がない場合で、お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③官公署の命令又は伝染病による隔離
 - ④自由行動中の事故
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難
 - ⑦運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- ・当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とすると判断される場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

16. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

17. 特別補償

当社は、募集型企画旅行に参加中のお客様が偶然な外来の事故により、生命・身体・手荷物に被った一定の損害について、標準旅行業約款に基づき、特別補償を行います。

18. 旅程保証

- ・当社は、本項の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。なお、お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。
- ・第15項の規定にかかわらず、次の①～②で規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません（「オーバーブッキング=過剰予約受付」が原因の場合を除きます）。
 - ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。
 - ②第10項、第11項及び第13項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。

- ・当社が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- ・当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第15項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1. 0	2. 0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

注七 旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は「変更」に含まれません。

19. 基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、パンフレット等に明示した日となります。

20. 個人情報の取り扱い

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、旅行の手配および手続き、緊急時の連絡などのために必要な範囲内で利用させていただきます。

21. その他

- ・当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。ご集合時刻は厳守してください。集合時刻に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- ・この条件書に定めのない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

■ 運行バス会社

京阪バス株式会社（特段の明記がない場合）

■ 旅行企画・実施

京阪バス株式会社 本社営業所

京都府京都市南区東九条南石田町5番地

京都府知事登録旅行業第2-192号

国内旅行業務取扱管理者 松尾 翔太